

派遣法に基づく情報公開

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の通り情報を開示いたします。

(対象期間平成31年3月度～令和2年2月実績)

1.派遣労働者の人数	120人
2.労働者派遣の役務の提供を受けた者の数	(派遣先事業所数) 3事業所
3.労働者派遣に関する料金の平均額	(1日8時間換算) 15,200円
4.派遣労働者の賃金の額の平均額	(1日8時間換算) 11,440円
5.労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合	24.8%
6.教育訓練に関する事項	
・入社時にはオリエンテーションと勤務にあたっての基本事項の研修を実施します。(全員対象)	
・その後実施する各業務に関する事項の研修については、 派遣先により内容が異なりますので、採用時にご説明いたします。	
・研修は勤務する事業所又はその他の施設で行いますが、研修時間は給与の支給対象とします。	